

◎国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について 新旧対照表

新 (平成 27 年 1 月 30 日)	旧 (平成 25 年 4 月 17 日)
○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について (平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて) 最終改正 平成 27 年 1 月 30 日 国土建第 243 号 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長 (以下「地方整備局長等」という。) が建設業の許可 (許可の更新を含む。以下同じ。) を行う際の基準及び標準処理期間については、別添 1 及び別添 2 により取り扱われるよう通知する。 なお、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定により、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされているので、遺漏のないよう取り扱われたい。	○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について (平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて) 最終改正 平成 25 年 4 月 17 日 国土建第 10 号 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長 (以下「地方整備局長等」という。) が建設業の許可 (許可の更新を含む。以下同じ。) を行う際の基準及び標準処理期間については、別添 1 及び別添 2 により取り扱われるよう通知する。 なお、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定により、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされているので、遺漏のないよう取り扱われたい。

【別添1】 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準 第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。 （経營業務の管理責任者） 第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。 1～4 （略） （注1） （略） （注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、	【別添1】 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準 第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。 （経營業務の管理責任者） 第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。 1～4 （略） （注1） （略） （注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、
【別添1】 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準 第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。 （経營業務の管理責任者） 第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。 1～4 （略） （注1） （略） （注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、	【別添1】 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準 第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。 （経營業務の管理責任者） 第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。 1～4 （略） （注1） （略） （注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、

建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。 なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。 (注3)～(注7) (略)	建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。 なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。 (注3)～(注7) (略)
(専任技術者) 第2 申請者が営業所ごとに次の1から5までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。 1～5 (略) (注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。 次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。 ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者	(専任技術者) 第2 申請者が営業所ごとに次の1から5までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。 1～5 (略) (注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。 次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。 ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者 ・ <u>建築士事務所</u>を管理する建築士、専任の<u>宅地建物取引士</u>等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。） ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者 (注2)～(注5) (略) (誠実性) 第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関する不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である	・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者 ・ <u>建築士事務所</u>を管理する建築士、専任の<u>宅地建物取引主任者</u>等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。） ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者 (注2)～(注5) (略) (誠実性) 第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関する不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である場合は、それが明らかな者でないこと。申請者が個人である場合には、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
--	---

場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。 (注1) (略) (注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法(昭和25年法律第202号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合、原則としてこの基準を満たさないものとする。	(注1) (略) (注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法(昭和25年法律第202号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合、暴力団の構成員である場合、又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。なお、ここでの「暴力団」は、指定暴力団か否かにかかわらない。
(注3) (略) (財産的基礎、金銭的信用) 第4 (略)	(注3) (略) (財産的基礎、金銭的信用) 第4 (略)
(欠格要件) 第5 申請者が次の1から13まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、1又は7から13まで)のいずれにも該当せず、かつ、	(欠格要件) 第5 申請者が次の1から11まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、1又は7から11まで)のいずれにも該当せず、かつ、

許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。 1～3 (略) 4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの 5～8 (略) 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） 10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は11（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの 11 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を	許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。 1～3 (略) 4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの 5～8 (略) 9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8まで又は10（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの 10 法人でその役員又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を
---	---

禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの 12 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一一定の使用人であった者を除く。)のあるもの 13 暴力団員等がその事業活動を支配する者 (注) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条 ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条 ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号) ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令	を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの 11 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一一定の使用人であった者を除く。)のあるもの (注) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条 ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条ノ3、第222条又は第247条 ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号) ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令
--	---

違反した者に係る同法第98条 ・ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条 ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条 ・ 景観法（平成16年法律第110号）第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条	違反した者に係る同法第98条 ・ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条 ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条 ・ 景観法（平成16年法律第110号）第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
違反した者に係る同法第98条 ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項 ・ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条の規定に違反した者に係る同法第64条 ・ 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条	違反した者に係る同法第98条 ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項 ・ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条の規定に違反した者に係る同法第64条 ・ 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

第2章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、申請者が次の第6から第10までに掲げる基準をすべて満たしているときと認めれば、特定建設業の許可をしない（法第15条及び第17条関係）。 （経營業務の管理責任者） 第6（略） （専任技術者） 第7（略） （誠実性） 第8（略） （財産的基礎、金銭的信用） 第9（略） （欠格要件） 第10（略）	第2章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、申請者が次の第6から第10までに掲げる基準をすべて満たしているときと認めれば、特定建設業の許可をしない（法第15条及び第17条関係）。 （経營業務の管理責任者） 第6（略） （専任技術者） 第7（略） （誠実性） 第8（略） （財産的基礎、金銭的信用） 第9（略） （欠格要件） 第10（略）
--	--

【別添2】 地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について 建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度を目安とする。 （注1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。	【別添2】 地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について 建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度を目安とする。 （注1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。
【別添2】 地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について 建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度を目安とする。 （注1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。	【別添2】 地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について 建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度を目安とする。 （注1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

(注2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。	(注2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。
---	---

別表				
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大 工 工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者	1・2 (略)	
		4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築		

別表				
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大 工 工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者	1・2 (略)	
		4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築		

石工事業	土木工学 又は建築 学に関する 学科	1 (略) 2 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級のブロッ ク建築若しくは石材 施工とするものに合格 した者又は検定職種を 2級のブロック建築若 しくは石材施工とする ものに合格した後石工 事に関し3年以上実務 の経験を有する者	(略)	石工事業	土木工学 又は建築 学に関する 学科	1 (略) 2 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級のブロッ ク建築若しくは石材 施工とするものに合格 した者若しくは検定職 種をコンクリート積み ブロック施工とするも のに合格した者又は検 定職種を2級のブロッ ク建築若しくは石材施 工とするものに合格し た後石工事に関し3年 以上実務の経験を有す る者	(略)	
		3・4 (略)				3・4 (略)		
		5 平成23年11月2日 の時点で職業能力開発 促進法による技能検定 のうち検定職種をコン クリート積みブロック 施工とするものに合格 していた者						

屋 根 工 事 業	土木工学 又は建築 学に関する 学科	1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
		3 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の建築 板金（かわらぶき若し くはスレート施工とす るものに合格した者又 は検定職種を2級の建 築板金、かわらぶき若 しくはスレート施工と するものに合格した後 屋根工事に関し3年以 上実務の経験を有する 者	3 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の建築 板金（かわらぶき若し くはスレート施工とす るものに合格した者又 は検定職種を2級の建 築板金、かわらぶき若 しくはスレート施工と するものに合格した後 屋根工事に関し3年以 上実務の経験を有する 者		
		4・5 (略)	4・5 (略)		
		6 平成21年10月15 日の時点で職業能力開 発促進法による技能検 定のうち検定職種を1 級のスレート施工とす るものに技能検定に合 格していた者	6 平成21年10月15 日の時点で職業能力開 発促進法による技能検 定のうち検定職種を1 級のスレート施工とす るものに技能検定に合 格していた者		
		7 平成21年10月15 日の時点で職業能力開 発促進法による技能検 定のうち検定職種を2 級のスレート施工とす るものに合格していた	7 平成21年10月15 日の時点で職業能力開 発促進法による技能検 定のうち検定職種を2 級のスレート施工とす るものに合格していた		

管工事 業	土木工学、 建築学、機 械工学、都 市工学又 は衛生工 学に関す る学科	1～3 (略)	1～3 (略)	管工事 業	土木工学、 建築学、機 械工学、都 市工学又 は衛生工 学に関す る学科	1～3 (略)	1～3 (略)	(略)
		1～3 (略) 4 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の建築 板金(選択科目を「ダ クト板金作業」とする ものに限る。以下この 欄において同じ。)、冷 凍空気調和機器施工若 しくは配管(選択科目 を「建築配管作業」と するものに限る。以下 同じ。)とするものに合 格した者又は検定職種 を2級の建築板金、冷 凍空気調和機器施工若 しくは配管とするもの に合格した後管工事に 関し3年以上実務の経 験を有する者 5 平成16年4月1日時 点で旧技能検定のうち 検定職種を1級の建築 板金、冷凍空気調和機 器施工、配管(検定職 種を職業訓練法施行令 の一部を改正する政令 (昭和48年政令第98				1～3 (略) 4 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の冷凍 空気調和機器施工若し しくは配管(選択科目を 「建築配管作業」とす るものに限る。以下同 じ。)とするものに合格 した者又は検定職種を 2級の冷凍空気調和機 器施工若しくは配管と するものに合格した後 管工事に関し3年以上 実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日 時点で旧技能検定のう ち検定職種を1級の冷 凍空気調和機器施工、 配管(検定職種を職業 訓練法施行令の一部を 改正する政令(昭和48 年政令第98号。以下		(略)

タイル ・れん が・ブ ロツク 工事業	土木工学、 建築学に 関する学 科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級のタイ ル張り、築炉若しくは ブロック建築とするも のに合格した者又は検 定職種を2級のタイル 張り、築炉若しくはブ ロック建築とするもの に合格した後タイル・ れんが・ブロック工事 に関し3年以上実務の 経験を有する者 4・5 (略) 6 平成24年3月31日 時点で職業能力開発促 進法による技能検定の うち検定職種をれんが 積み又はコンクリート 積みブロック施工とす るものに合格していた 者	1・2 (略)	タイル ・れん が・ブ ロツク 工事業	土木工学、 建築学に 関する学 科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級のタイ ル張り、築炉若しくは ブロック建築とするも のに合格した者若しく は検定職種をれんが積 み若しくはコンクリー ト積みブロック施工と するものに合格した者 又は検定職種を2級の タイル張り、築炉若し くはブロック建築とす るものに合格した後タ イル・れんが・プロツ ク工事に関し3年以上 実務の経験を有する者 4・5 (略)	1・2 (略)	
--	--------------------------------------	---	----------------	--	--------------------------------------	--	----------------	--

